

令和6年度愛知県農業水産局指定管理鳥獣捕獲等事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、愛知県農業水産局 農政部 農業振興課 野生イノシシ対策室（以下、「県」という。）が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の規定に基づき実施するイノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業（以下、「事業」という。）の適正な履行を確保するため、必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 別に定める事業を実施する区域（以下、「実施区域」という。）において、対象鳥獣の捕獲を認定鳥獣捕獲等事業者等（以下、「受託者」という。）への業務委託により実施する。

(捕獲対象鳥獣)

第3 第2の捕獲における対象鳥獣は、イノシシとする。

(業務実施計画の作成)

第4 受託者は、事業の実施に当たって事前に行政機関や地域住民等への聞き取り調査、実施区域の現地調査等を実施し、事前調査に基づき業務実施計画書を作成する。

2 事前調査の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 捕獲等に関する法規制の確認
- (2) 安全かつ効率的な捕獲方法の選定
- (3) 捕獲等の実施場所・時期・時間帯の特定
- (4) 安全確保のために必要な措置の抽出

3 2の事前調査に基づき作成する業務計画書の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 業務の概要
- (2) 業務の実施位置及び方法（捕獲個体の処理方法を含む）
- (3) 業務において使用する機材及び許可番号
- (4) 業務において必要な申請及び協議書類等
- (5) 業務の工程計画、安全管理計画
- (6) 緊急時の連絡体制
- (7) 実包購入計画

4 受託者は、捕獲活動の実施前までに第1項の業務実施計画書を県に報告し、あらかじめ県の確認を受けるものとする。

5 県は前項の報告を受けた場合には、適切な業務進行管理を遂行できるか確認し、必要に応じて指導等を行うものとする。

(業務実施計画の変更)

第5 受託者は第4の業務実施計画書の内容を変更しようとするときは、県の確認を受けなければならない。

(捕獲作業の実施)

第6 受託者は、第4の業務実施計画に沿って捕獲作業を実施する。

- 2 設置するわなには鳥獣保護管理法に基づく標識を付けること。標識は金属製又はプラスチック製とし、受託者住所、受託者名、愛知県知事名、愛知県農業水産局農政部農業振興課野生イノシシ対策室名、実施期間、捕獲等をしようとする鳥獣の種類を、一字の大きさが縦1.0cm以上、横1.0cm以上の文字で記載する。
- 3 捕獲作業では、捕獲頭数や捕獲地点、性別等のデータを収集し、様式3、様式4に取りまとめるものとする。
- 4 捕獲個体については、原則として埋設、焼却又は利活用により処分する。
- 5 捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマ及びニホンカモシカ（以下「ツキノワグマ等」という）の生息状況等を勘案して、ツキノワグマ等の錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合を除いて、特別の理由がない限り、ツキノワグマ等の錯誤捕獲が発生しない方法で捕獲すること。

(捕獲実績の確認)

第7 捕獲作業実績は、別添1の「愛知県指定管理鳥獣捕獲等事業実績確認に係る手順書」により確認を行う。

(血液の採取)

第8 契約書等に定めのある場合、別添2の「指定管理鳥獣捕獲等事業血液検体採取手順書」に従い、捕獲個体から血液を採取する。

(錯誤捕獲)

- 第9 受託者は、イノシシ以外の鳥獣が錯誤捕獲された場合は、やむを得ない場合を除き、原則として放鳥獣する。ただし、人身被害の未然防止を最優先し、人身に危険が及ぶ可能性がある場合は、受託者は県や関係機関に報告し、指示を受ける。
- 2 ただし、錯誤捕獲された個体が指定管理鳥獣であるニホンジカの場合は、放獣後、別に取得した捕獲許可等に基づき、殺処分する。なお、捕獲個体はイノシシと同様の方法で処理する。
 - 3 ツキノワグマ等が錯誤捕獲されたことを確認した場合は、速やかに県、市町村等の関係機関に連絡し、対応を協議する。

4 受託者は、イノシシ以外の鳥獣が錯誤捕獲された場合は、様式5に取りまとめる。

(成果物の提出)

第10 受託者は、作業実績の証拠書類等として、下記書類を県に提出するものとする。

(1) 実包購入計画一覧表(様式1)

捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に記載する。

(2) 捕獲等実施に関する日報(様式2)

捕獲等実施に関する日報を必ず作成するものとし、1人で作業した場合であっても、日報への写真貼付を省略してはならない。

なお、一日に複数人が別の場所で作業する場合、一枚の日報に必要事項の記入及び複数の写真を張り付けることも可能とする。その場合、様式2の書式を必要に応じ変更しても構わない(作業内容に係る部分は削除しないこと)。

(3) イノシシ捕獲調査集計表(様式3)

捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、性別、齢別(成獣・幼獣)、処理方法のデータを取りまとめる。

(4) イノシシ捕獲調査表(写真台紙)(様式4)

捕獲状況・捕獲個体処理状況に係る作業を撮影する。なお様式4に定める歯列写真については、別添3の「野生イノシシ歯列確認マニュアル」により撮影を行う。

(5) 錯誤捕獲に係る作業一覧表(様式5)

錯誤捕獲が発生した場合作成する。なお、第9の第2項によりニホンジカを殺処分した場合は、様式4を作成すること。

(6) 実包管理一覧表(様式6)

捕獲従事者ごとの実包の使用状況等(譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い(狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など))について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に記載する。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月22日から施行する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実績確認に係る手順書

1 趣旨

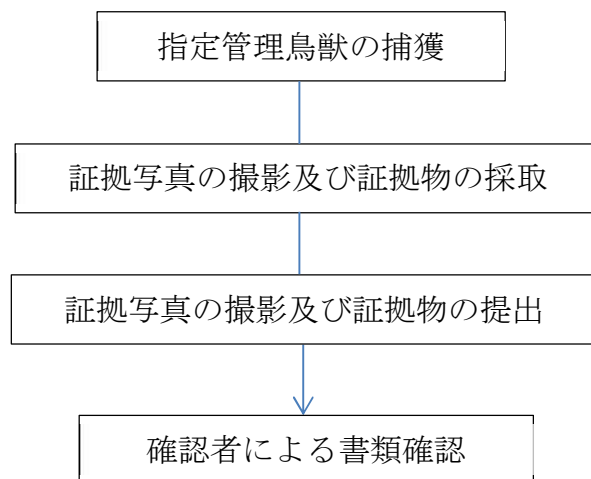
愛知県の発注する指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に実施するため、全国統一ルールに準じた実績確認方法を定める。

2 捕獲個体の確認

(1) 基本事項

本事業における捕獲個体の確認方法は、愛知県職員又は愛知県農業水産局長が依頼等した者（以下「確認者」という。）による書類確認とする。指定管理鳥獣の捕獲場所等の情報をICT（情報通信技術）により収集・蓄積し、指定管理鳥獣の効果的・効率的な捕獲の実現を図る観点から、捕獲確認の証拠写真の撮影にあたっては、GPS 機能付きカメラ（スマートフォンを含む）の使用に努めるものとする。

【捕獲個体の確認方法フロー図】



(2) 書類確認手順

書類確認においては、捕獲個体を直接確認できないことから、確認者は、証拠写真及び証拠物により捕獲個体が本事業による捕獲個体であることを確実に確認するものとする。

① 証拠写真の撮り方

a. 捕獲個体への個体識別内容の記入

捕獲従事者は、本手順書に従って、捕獲個体に油性のスプレー等で捕獲個体の識別が可能となるよう統一した内容を記入する。

b. 捕獲個体の向き

原則として、撮影者から見て、捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側に（右横腹が写るように）くる状態とする。

c. 証拠写真の撮影

証拠写真は、原則として捕獲現場において撮影する。ただし、捕獲従事者の

安全確保又は当日の天候、地形条件等により捕獲現場での撮影が困難な場合は、捕獲現場以外での撮影を可とする。証拠写真は、捕獲者、捕獲個体及び捕獲日が確認できるよう撮影し、撮影方法は本手順書に従う。なお、撮影にあたっては、GPS 機能付きカメラ（スマートフォンを含む）の使用に努める。

また、撮影手順において従事者証の撮影が求められている場合、捕獲者本人の撮影をもって従事者証の撮影と替えることができる。

② 証拠物

- a. 原則として尾とする。ただし、捕獲時に尾が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、尾以外の部位（両耳等）で可とする。
- b. 提出された証拠物は、確認者が確実に処分を行う。

3 写真撮影手順

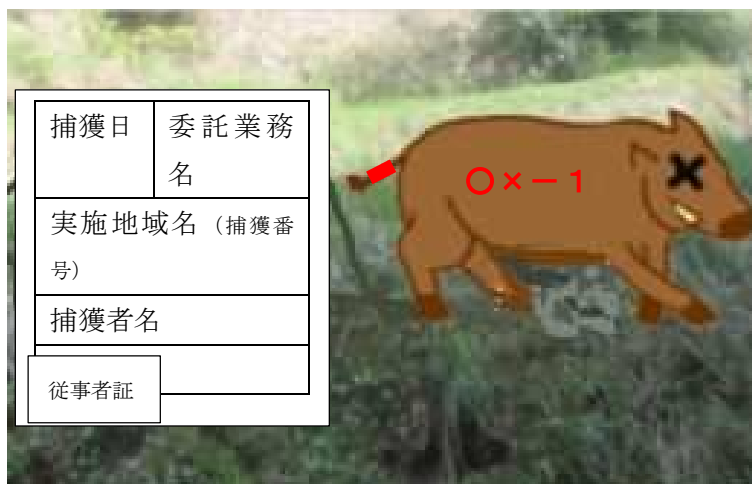
(1) 捕獲確認（※全ての捕獲個体で撮影）

ア ワナに捕獲された状態の個体を撮影する（撮影に危険を伴う可能性がある場合は、自動撮影カメラの写真を使用しても構わない。複数の個体が捕獲されている場合、捕獲頭数が確認出来る様に撮影する。くくりワナで捕獲した場合は、止刺し後ワナを外す前に撮影。銃猟では不要。）。

イ 止め刺し後、油性スプレー（赤等）を用いて、捕獲個体尻尾の着色と胴体への管理番号の記入を行う。

ウ ホワイトボード等に委託業務名、実施地域名（捕獲番号）、捕獲日、捕獲者名を記載する。

エ 捕獲者の従事者証と合わせて、捕獲個体と共に写真を撮影する。

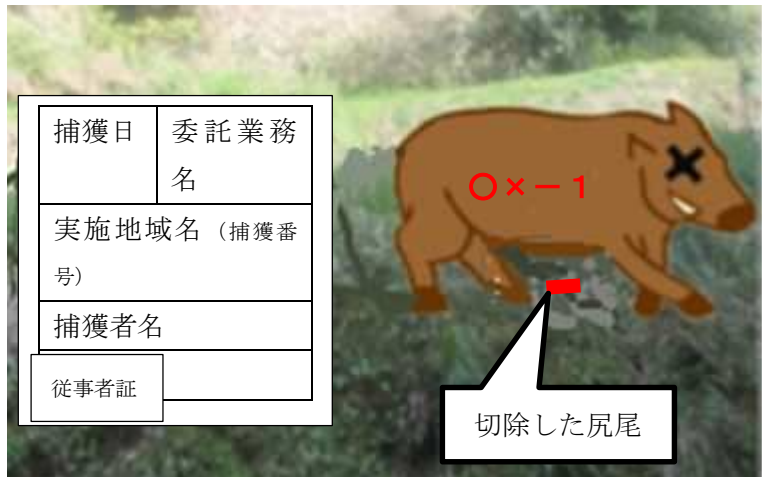


(2) 尻尾切除確認

ア 胴体の付け根部分から尻尾を切除し、切除した尻尾、(1)のホワイトボード及び従事者証と共に尻尾を切除した捕獲個体を撮影する。なお、撮影時には切除した尻尾を捕獲個体の腹部に設置すること。

イ 切除した尻尾は、保存用パック等の密封できる透明な袋に入れ、袋に捕獲番号を記入する。

※撮影時は、尻尾の切除が確認出来る様に撮影する事。

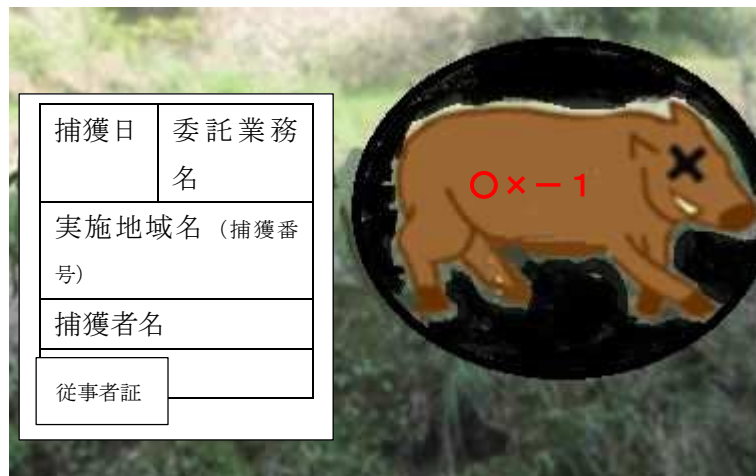


(3) 埋設確認

ア 捕獲個体及び腐敗臭が地表に流出しないよう十分深く埋設できる穴を掘り、捕獲個体を投入する。

イ (1) のホワイトボード及び従事者証と共に、投入した捕獲個体を撮影する。

※撮影時は、捕獲番号が確認出来る様に撮影する事。



ウ 埋設を行い、(1)のホワイトボード及び従事者証と共に、埋設後の写真を撮影する。

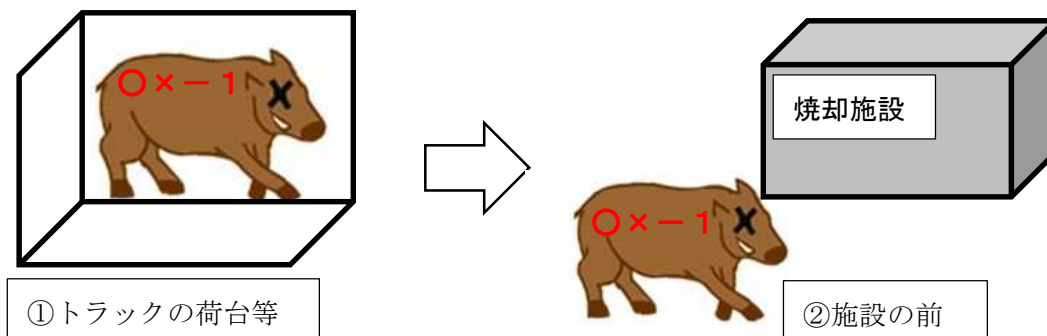


(4) 焼却確認

ア 捕獲個体をトラックの荷台等に乗せ、運搬直前の写真を撮影する (①)。

イ 焼却施設に到着後に、施設の前で撮影する (②)。

ウ 焼却施設で処理したことを証明できる伝票等があれば、②の写真は省略できる。

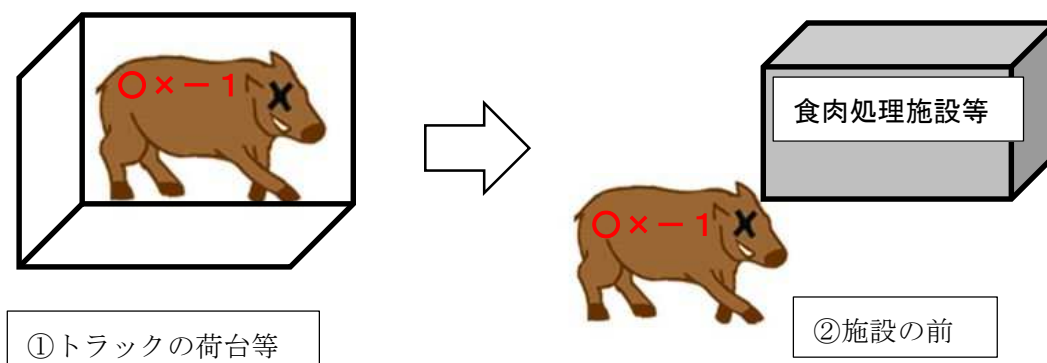


(5) 食肉処理施設等搬入確認

ア 捕獲個体をトラックの荷台等に乗せ、運搬直前の写真を撮影する (①)。

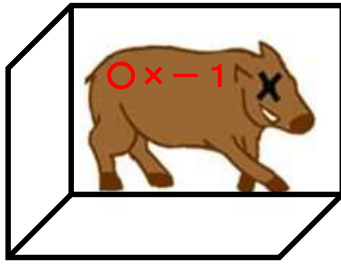
イ 食肉処理施設等に到着後に、施設の前で撮影する (②)。

ウ 施設で処理したことを証明できる伝票等があれば、②の写真は省略できる。

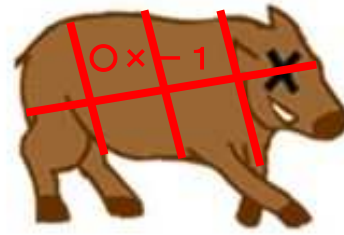


(6) 自家消費確認

- ア 捕獲個体をトラックの荷台等に乗せ、運搬直前の写真を撮影する (a)。
- イ 捕獲個体を現地で解体する場合は、解体作業の写真を撮影する (b)。



(a)トラックの荷台等



(b)解体作業

(7) 捕獲等に係る作業者の確認

捕獲作業等には作業日誌等により、従事日、従事者、作業内容など必要な情報が把握できるよう整理する。また、従事確認のため、集合写真等を撮影（従事日等が分かるよう日付等を記載した表示板を入れること）し、従事した人数、従事者等が写真でも確認できるようにする。



4 証拠物の処置

- (1) 3 撮影手順 (2) イで切除した証拠品（尻尾）は、保存用パック等の密封できる透明な袋に入れ、袋に捕獲番号を記入した後、捕獲事業者の事務所等で冷凍保管する。
- (2) 保管された証拠物は、確認者が1回／月程度の頻度で、現物及び証拠書類を確認する。
- (3) 確認後の証拠物及び証拠書類は確認者が持ち帰る。

指定管理鳥獣捕獲等事業血液検体採取手順書

1 検体を採取

① 下記の^ア,^イいずれかの方法で血液を採血管に採取し、固くふたを閉める。

^ア 止め刺しによって流出する血液を回収

^イ 首あるいは脇の下の切開などで流出する血液を回収

※流出する血液はバット等で受け、なるべく地面や周囲に広げないようにする。

※地面に落ちた血液は採取しない。

② 採血管についた血液をふき取った後、消毒液（パコマを使用する場合：2リットルの水に、ペットボトルのキャップ1杯のパコマを加えたもの）で消毒する。

③ 採血管から血液が漏れないように厳重に持ち帰る。

※留意事項

○ 採血管の5～6割程度、血液を入れる。

（入れすぎると配送中に血液が固まったり、血液が漏れる可能性が高くなる。）

○ 採血中に採血管の外側に血液が付いたときは、採血管のフタをしっかりと閉めた後、血液をふきとり、消毒する。

○ 検体票に血液等が付着した場合は新たな検体票を使用する。

○ 箱ワナ、囲いワナで同時に複数のイノシシが捕獲された場合、検体を採取するのは1頭のみとする。

2 検体票を作成する。

検体票を2枚作成する。

3 捕獲個体を適正に処理する。

採取後の捕獲個体は、令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施要領の内容に従って処理を行うこと。

4 検体を梱包発送する。

検体及び検体票を発送する。なお、送付前に以下の物をバイオボトル[※]に梱包すること。

・ 1で採取した検体

・ 2で作成した検体票1枚

※バイオボトル等の必要資材は、愛知県が支給する。

検体票

検体番号	—			番
捕獲者所属				
捕獲者名				
捕獲日	令和	年	月	日
捕獲場所住所	市 町			
緯度・経度 ※10進法で記入してください。	緯度 経度			
捕獲方法	くくり・箱・囲い・銃・その他()			
性別	オス・メス			
成長区分	子・成獣			
体長	cm			
推定体重	kg			
処理方法	焼却・埋却・自家消費・その他 処理(予定)日 年 月 日			
特記事項				

【留意事項】

- 採血管の5～6割程度、血液を入れてください。
(入れすぎると配送中に血液が固まったり、血液が漏れる可能性が高くなります。)
- 採血中に採血管の外側に血液が付いたときは、採血管のフタをしっかりと閉めた後、血液をふきとり、消毒してください。
- 検体票に血液等が付着した場合は新たな検体票を使用してください。
- 箱ワナ、囲いワナで同時に複数のイノシシが捕獲された場合、検体を採取するのは1頭のみとしてください。

野生イノシシ

別添3

歯列確認マニユアル



全て0歳の個体。体長から年齢査定は不可
→下顎の歯列より年齢を査定する

1 歯列確認を行う捕獲個体について

個体	確認の必要性
縞模様 有り の個体	不要
縞模様 無し の個体	必要

2 歯列の確認について（写真撮影）

撮影箇所	撮影内容
下顎(前歯)	切歯 (乳歯が永久歯か、物差しを当てて撮影し、大きさがわかるように)

3 歯列の確認について（写真撮影）



下顎前歯の乳歯、永久歯の萌出状況より年齢を査定するため、前歯の大きさがわかるように定規等を添えて撮影する。

実包購入計画一覧表

委託業務名	
受託者	
捕獲対象鳥獣	
捕獲目標頭数	

<内訳>

捕獲従事者 氏名	銃の種類	譲受許可証			無許可譲受票			譲受予定 銃弾数計
		非鉛製銃弾 譲受予定	鉛製銃弾 譲受予定	譲受予定 小計	非鉛製銃弾 譲受予定	鉛製銃弾 譲受予定	譲受予定 小計	
	ライフル銃			0			0	0
	散弾銃			0			0	0
	ライフル銃			0			0	0
	散弾銃			0			0	0
	ライフル銃			0			0	0
	散弾銃			0			0	0
	ライフル銃			0			0	0
	散弾銃			0			0	0
	ライフル銃			0			0	0
	散弾銃			0			0	0
	ライフル銃			0			0	0
	散弾銃			0			0	0
	ライフル銃			0			0	0
	散弾銃			0			0	0
合計	ライフル銃	0	0	0	0	0	0	0
	散弾銃	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0

捕獲等実施に関する日報

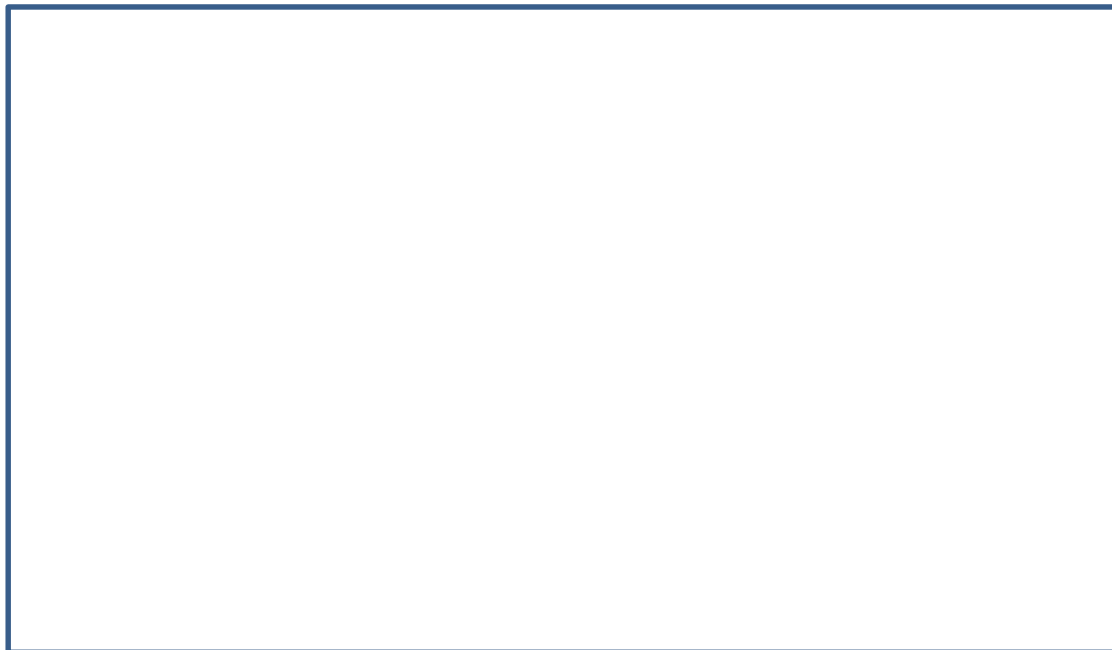
様式2

作業年月日	年	月	日	作業時間	:	~	:
作業従事者氏名							
作業内容							
項目		↓作業内容に○印を記入					
わな猟	調査		人				
	設置		人	基	管理番号		
	撤去		人	基	管理番号		
	移設		人	基	管理番号		
	見回り		人	基	管理番号		
銃猟	調査		人				
	誘因狙撃		人				
	巻き狩り		人				
	忍び猟		人				
その他			人				
捕獲個体処理		獣種	捕獲頭数	個体処理方法			
		イノシシ		頭	埋設	頭	焼却
				食肉処理施設等	頭	自家消費	頭
特記事項（※焼却または食肉処理施設等へ搬入の場合は施設名を記入）							
従事者集合写真貼付け欄							

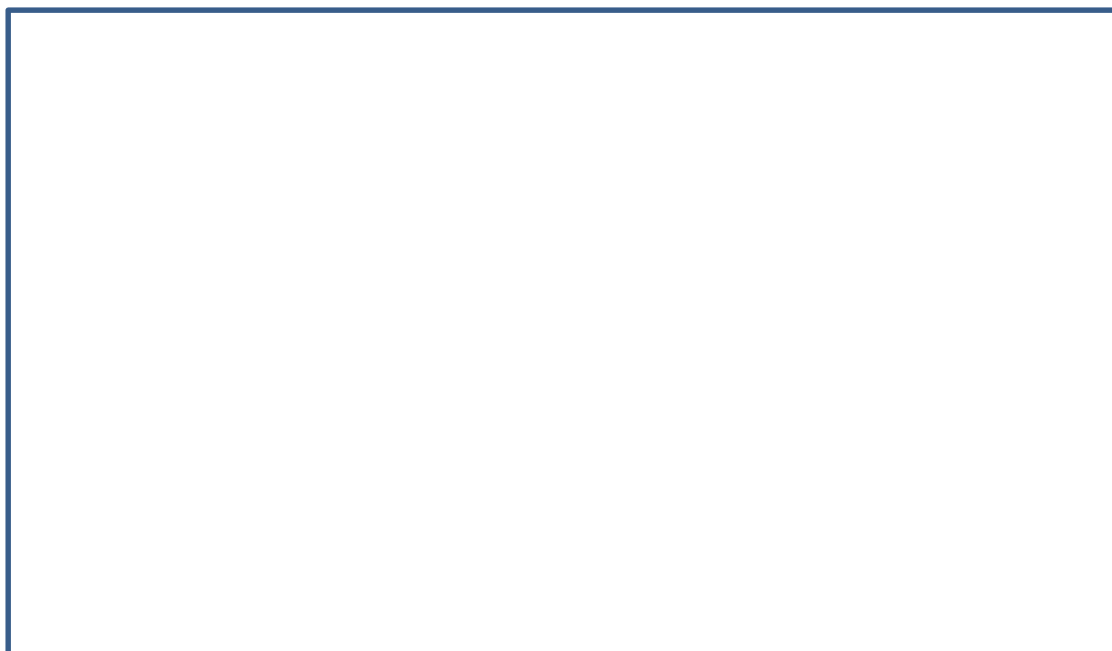
実施地域名	
捕獲番号	

イノシシ捕獲調査表（写真台紙）

捕獲確認（止め刺し前）



捕獲確認（止め刺し後）



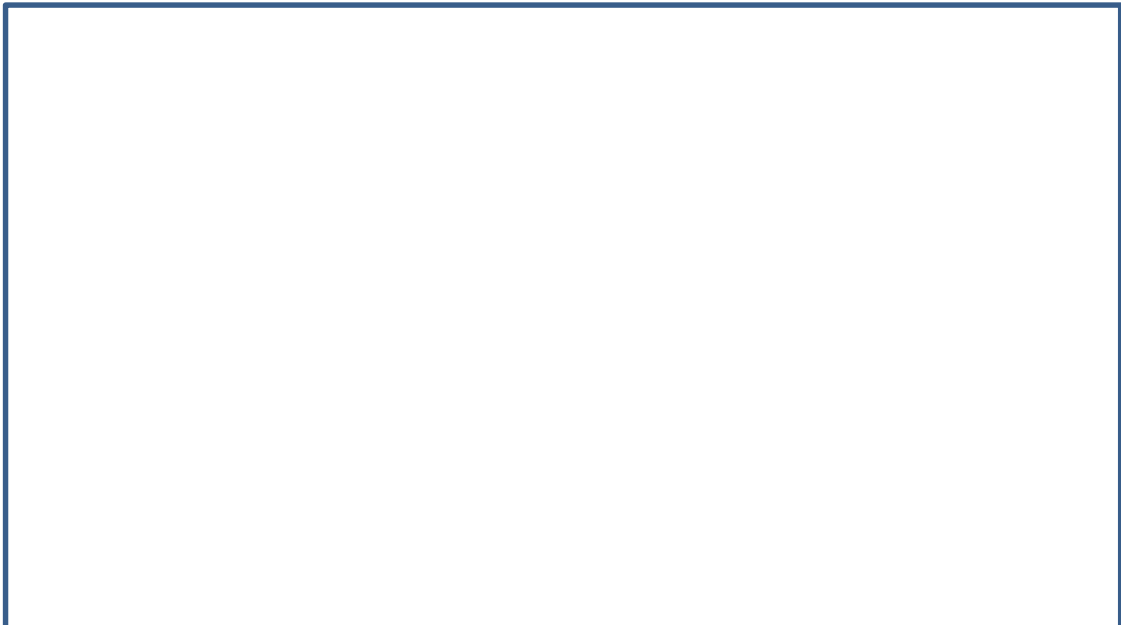
実施地域名	
捕獲番号	

イノシシ捕獲調査表（写真台紙）

尻尾切除確認



埋設確認（イ）・焼却確認（ア）・食肉処理施設等搬入確認（ア）・自家消費確認



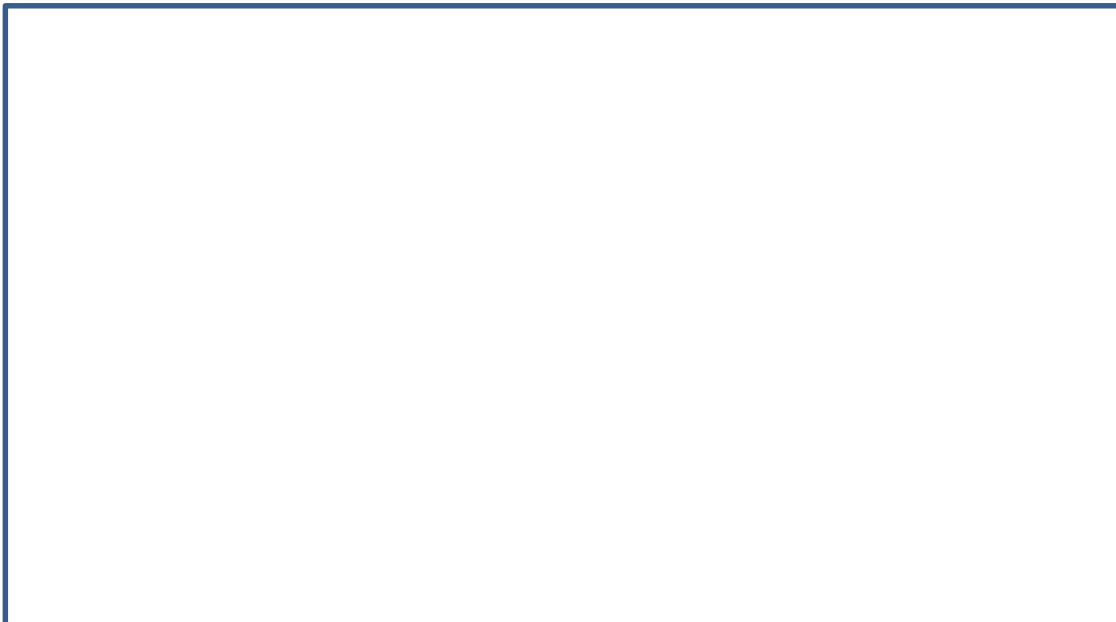
実施地域名	
捕獲番号	

イノシシ捕獲調査表（写真台紙）

埋設確認（ウ）・焼却確認（イ）・食肉処理施設等搬入確認（イ）



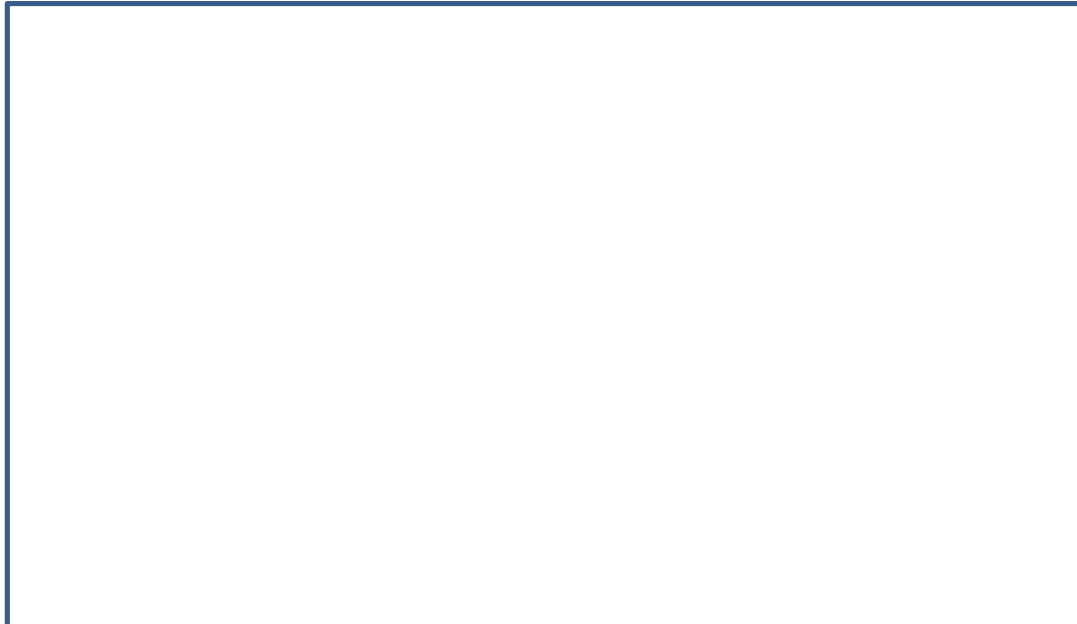
歯列写真



実施地域名	
捕獲番号	

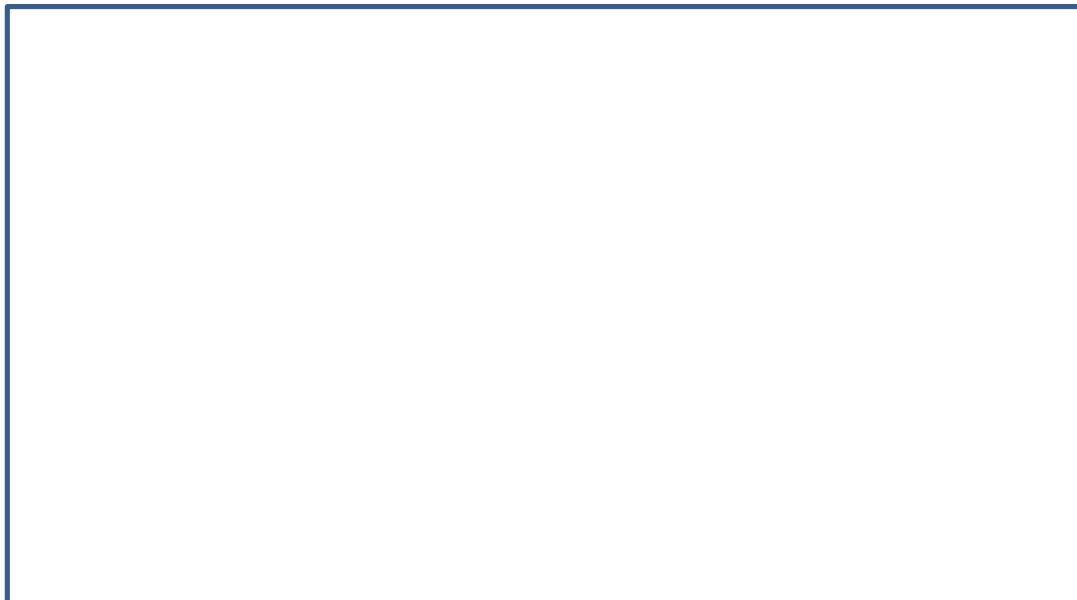
ニホンジカ捕獲調査表（写真台紙）

捕獲確認（止め刺し前）



捕獲確認（止め刺し後）

※個体は足が下向き、頭部は右向きで捕獲個体全体が写るように撮影

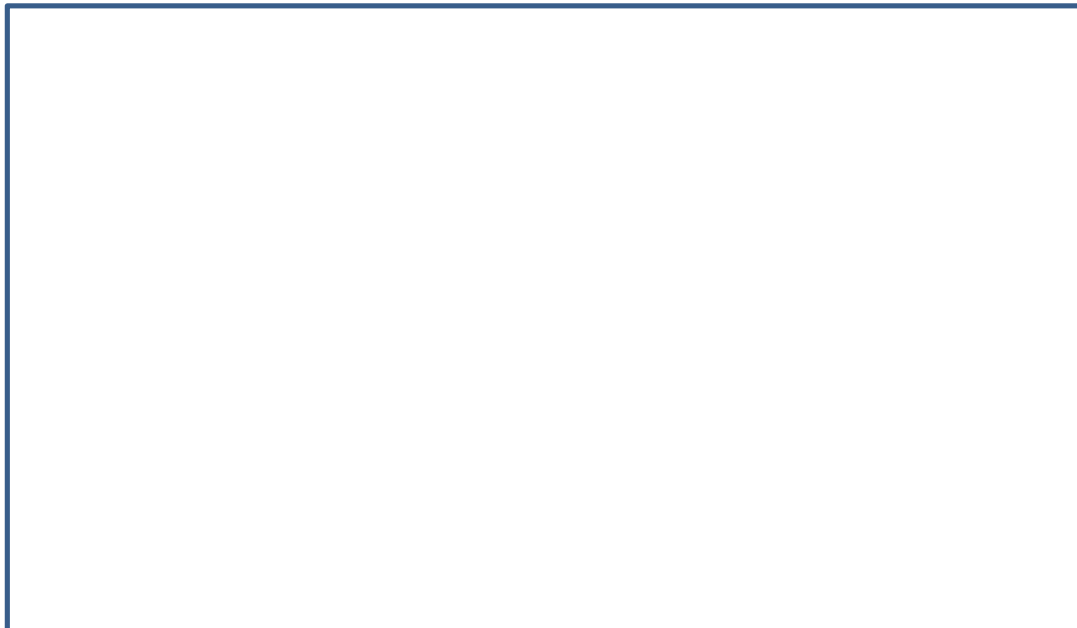


実施地域名	
捕獲番号	

ニホンジカ捕獲調査表（写真台紙）

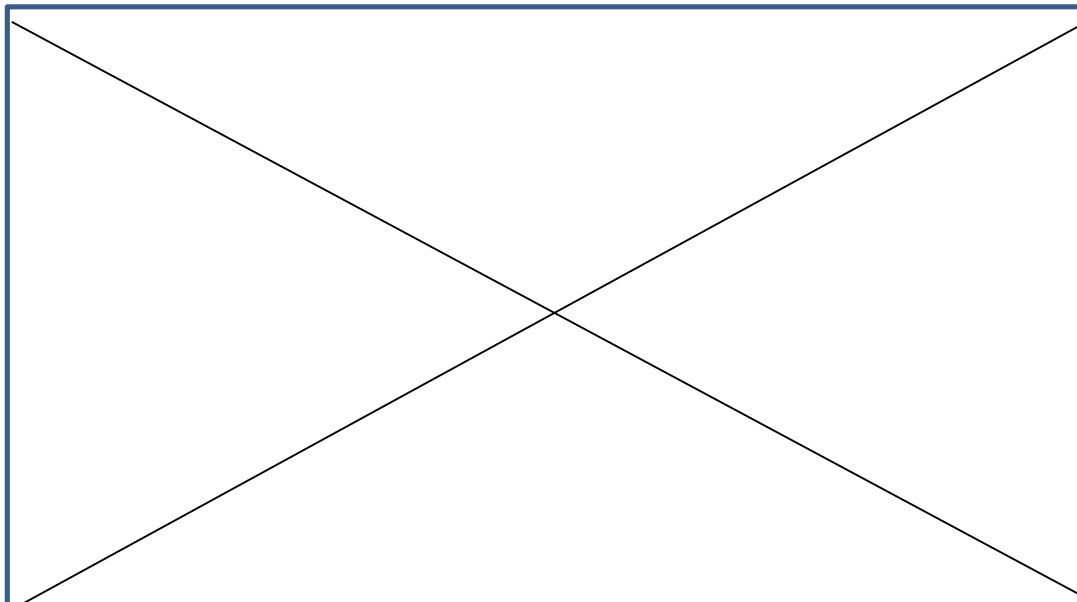
尻尾切除確認

※個体は足が下向き、頭部は右向きで捕獲個体全体が写るように撮影



歯列調査

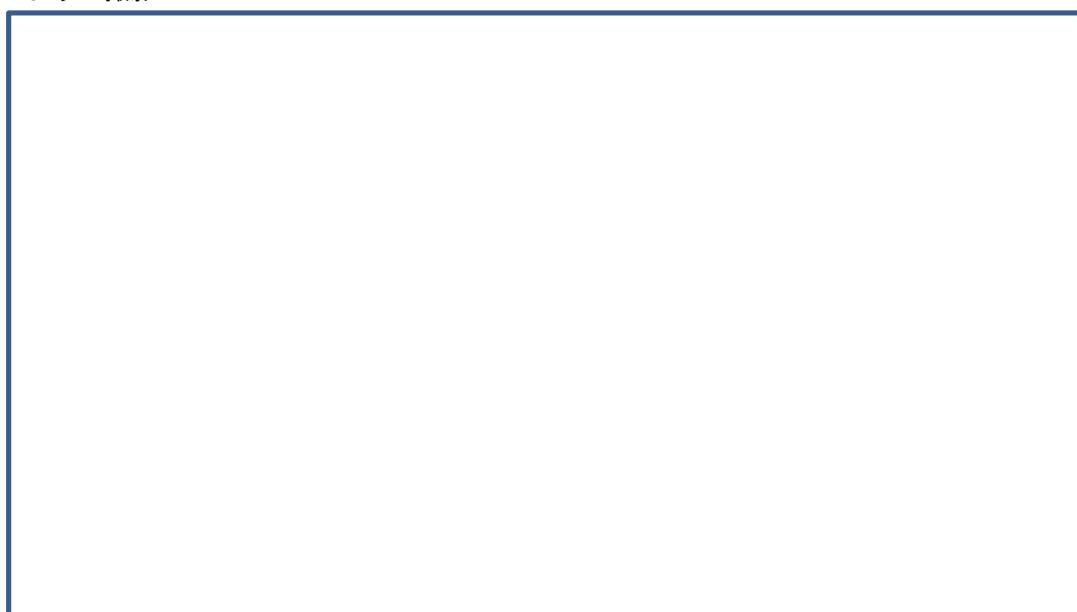
※正面から下顎前歯の大きさがわかるように定規等を添えた写真



実施地域名	
捕獲番号	

ニホンジカ捕獲調査表（写真台紙）

埋設確認（イ）・焼却確認（ア）・食肉処理施設等搬入確認（ア）・自家消費確認
※焼却確認の場合、運搬前の写真として、トラックの荷台等に乗せて胴体に記入した管理番号がわかるように撮影



埋設確認（ウ）・焼却確認（イ）・食肉処理施設等搬入確認（イ）
※焼却確認の場合、「①焼却施設の外観と捕獲個体の胴体に記入した管理番号がわかるような写真」又は「②焼却施設が発行する伝票等の写真」

